

佐賀県告示第二百五十八号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十七条及び第百十八条の規定による二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のとおり定める。

平成二十一年七月十七日

佐賀県知事 古川 康

女子		男子							区分	試験期日	試験場の位置	試験場の名称
平成二十一年九月二八日 (身体検査)	平成二十一年九月二七日 (筆記試験、口述試験)	平成二十一年九月一九日 (筆記試験)										
七番地	七番地	七番地	七番地	七番地	七番地	五五三八番地一	伊万里市松島町三九一番地一	唐津市大名小路一番五四号	佐賀市松原一丁目二番三五号	佐賀商工会館	陸上自衛隊目達原駐屯地	
神埼郡吉野ヶ里町立野	神埼郡吉野ヶ里町立野	神埼郡吉野ヶ里町立野	神埼郡吉野ヶ里町立野	杵島郡白石町大字坂田二七五番地一	武雄市武雄町大字武雄五五三八番地一	武雄市文化会館	伊万里市民センター	唐津商工会館	佐賀商工会館	陸上自衛隊目達原駐屯地	陸上自衛隊目達原駐屯地	
七番地	七番地	七番地	七番地	有明公民館								
陸上自衛隊目達原駐屯地	陸上自衛隊目達原駐屯地	陸上自衛隊目達原駐屯地	陸上自衛隊目達原駐屯地									